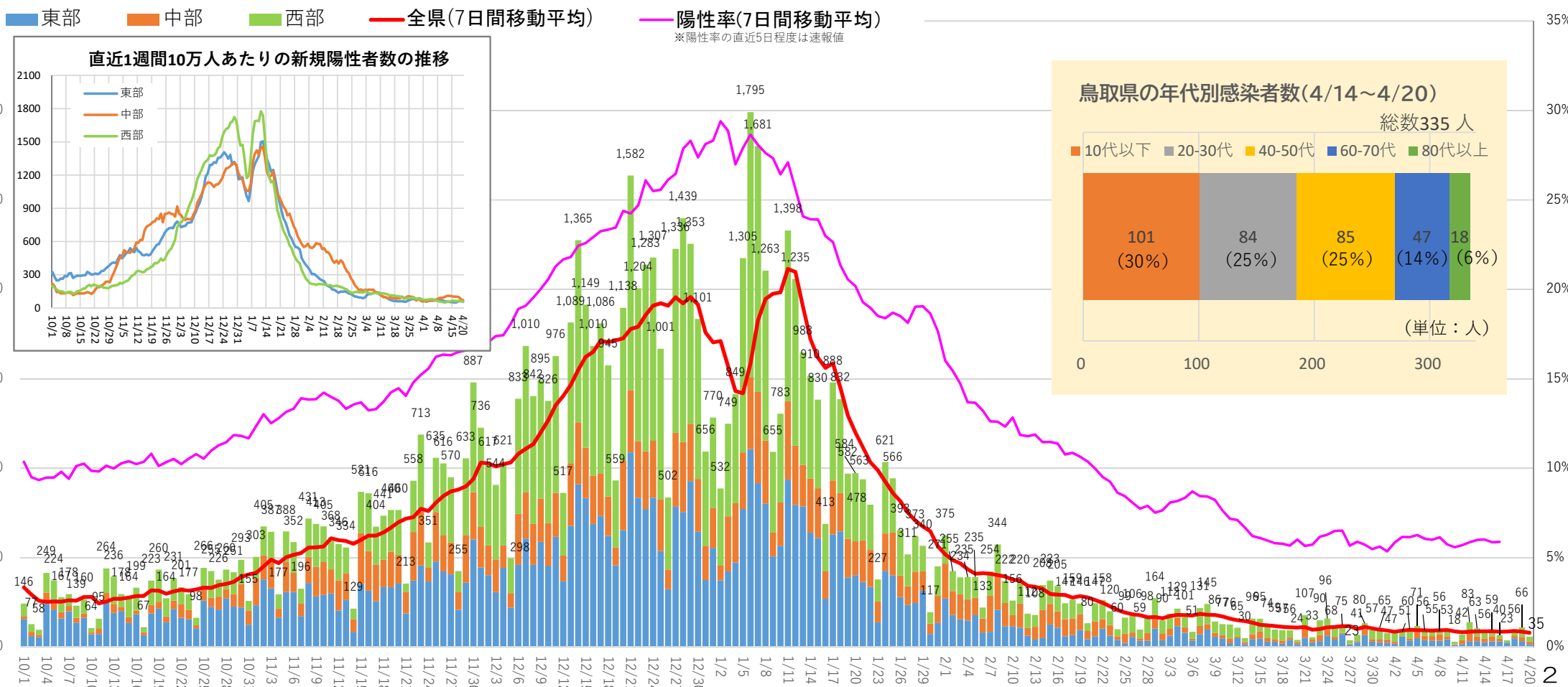


# 鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第424回）

- 日時：令和5年4月20日（木）午後2時から
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事、統轄監  
新型コロナウイルス感染症対策本部事務局、危機管理局、福祉保健部、子育て・人財局、  
生活環境部、教育委員会  
（テレビ会議参加）  
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター  
鳥取市保健所長  
公益社団法人鳥取県医師会 渡辺会長  
一般社団法人鳥取県東部医師会 石谷会長  
公益社団法人鳥取県中部医師会 安梅会長  
公益社団法人鳥取県西部医師会 根津会長  
一般社団法人鳥取県薬剤師会 西尾専務理事  
公益社団法人鳥取県看護協会 長谷川常務理事  
鳥取大学医学部 景山教授（アドバイザー）  
千酌教授（アドバイザー）  
尾崎教授（アドバイザー）
- 議題：
  - (1) 県内の感染状況について
  - (2) その他

# 鳥取県の新型コロナウイルス感染症新規陽性者数の推移等

- 新規陽性者数は、4月以降、50名/日程度を推移（前年同月（第6波の終期）の約半数）
- 年代別の割合も大きな変化なく、重症者の確認は無く（1/12以降）中等症Ⅱ患者も4月は4名と少数



# 県内におけるオミクロン新系統の発生状況

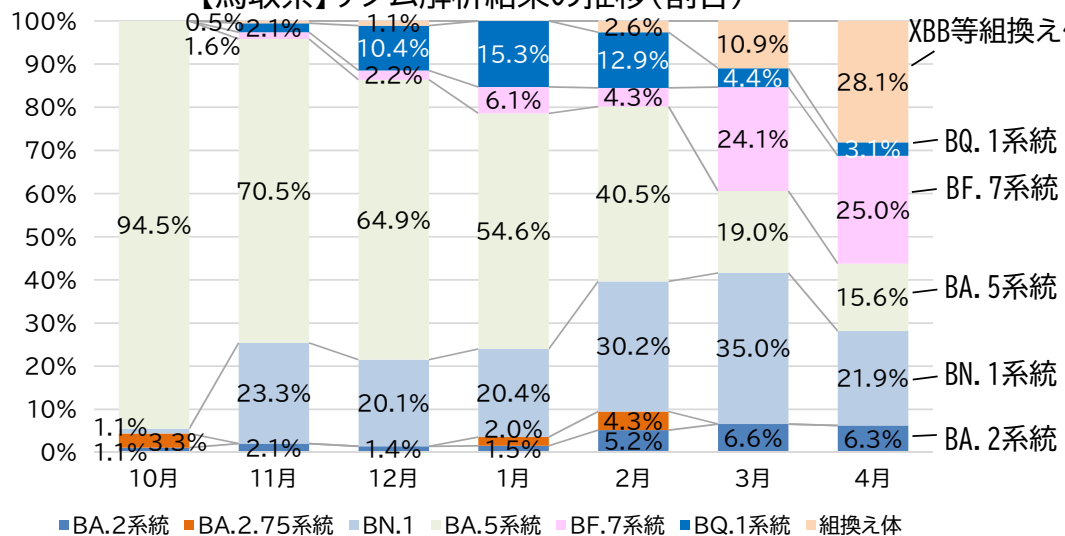
## ○「XBB.1.5」を県内初確認

・WHOが現在流行中の注目すべき変異株(VOI)としている「XBB.1.5」を県内初確認(3月下旬1件、4月上旬1件)

## ○県内では従来のBA.5系統(BA.5.2、BA.5.2.1、BF.5等)から、より免疫逃避能があると指摘される新系統(XBB等組換え体、BF.7系統)に置き換わりが進む

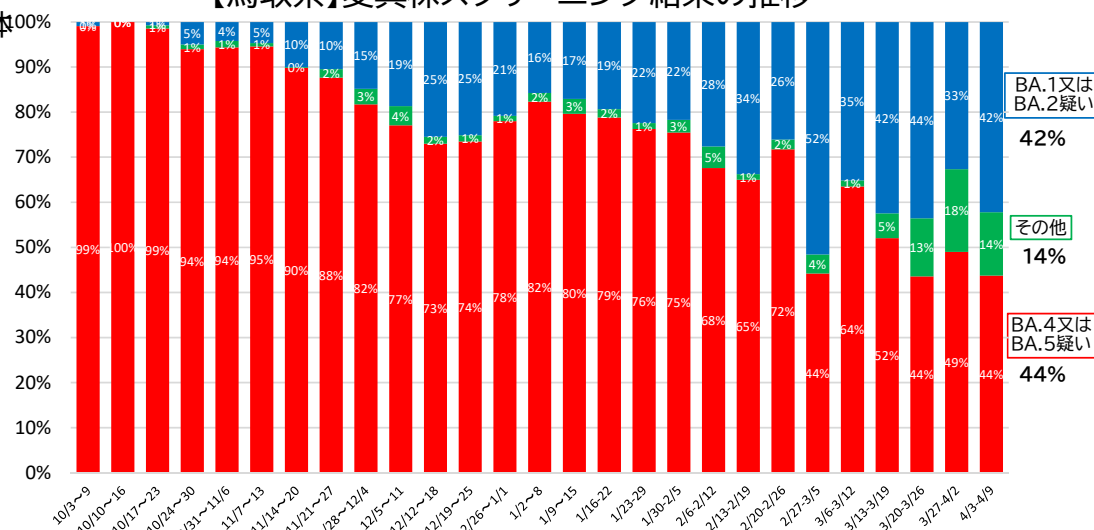
- ・「BF.7系統(BA.5.2.1系統)」が増加:2月4.3%→3月24.1%→4月25.0%
- ・「XBB等組換え体」は3月以降増加:2月3.4%→3月10.9%→4月28.1%(XBB.1、XBB.1.5、XBF等。)
- ・2~3月に多く検出されていた「BN.1系統(BA.2.75系統)」は4月は減少
- ・変異株スクリーニング検査は、XBB等組換え体を含むBA.2系統疑い(L452R陰性及びその他)の割合が増加傾向

【鳥取県】ゲノム解析結果の推移(割合)



※今後追加解析により変動あり

【鳥取県】変異株スクリーニング結果の推移



# 「レベル分類」の本県独自の判断指標状況

いずれの判断指標も「レベル2」の水準を下回る状況が続いており、一般医療と新型コロナ医療が必要な人へ適切な医療ができていることから、本県の状況は、総合的な判断により「**レベル1**」に引下げ

※レベル2:新規陽性者数が増加傾向。一般医療と新型コロナ医療の負荷が生じはじめているが、病床数増加でコロナ医療が必要な人へ適切な医療ができている  
 3:一般医療を相当程度制限しないと、コロナ医療が必要な人への適切な医療ができない

判断指標	数値 (4月19日現在)	本県移行判断目安 (コロナ検査件数・インフル流行状況も考慮し、総合判断)		
		2	3	4
新規陽性者数(対人口10万人/週)	60.5人 (335人/55.3万人×10万人)	300人超/週	1,000人超/週	2,000人超/週
最大確保病床使用率	4.6% (16/351床)	概ね30%超	概ね50%超	概ね80%超
重症病床使用率 (重症者以外が使用している場合も計上)	0.0% (0/47床) <small>コロナ重症者数0人 (※)</small>	—	概ね50%超	概ね80%超

参考指標	数値(4月19日速報値)
PCR陽性率(直近1週間)	7.2% (335人/4,625件)

※コロナ重症者:新型コロナウイルス感染症COVID-19診療の手引きによる  
(ICU 入室 又は 人工呼吸器が必要な者)

# 新型コロナウイルスの5類移行に伴う国の主な方針

## <基本的感染対策>

区分	現在	今後(5月8日以降)
新型コロナウイルスの感染対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組をベースとしたもの</li> </ul>
政府の対応と根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新型インフル特措法に基づく政府対策本部を設置し、基本的対処方針による求め ※R5.3.13から、マスクの着用は個人の判断に移行済み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● (政府対策本部・基本的対処方針は廃止) ⇒(鳥取県)特措法に基づく県対策本部は廃止し、任意の対策本部を当面継続(事務局:感染症対策局)</li> </ul>
事業者に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業者による業種別ガイドラインの作成</li> <li>● 政府による業種別ガイドラインの見直しのためのポイントの提示・周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● (業種別ガイドラインは廃止)</li> <li>● 事業者の判断、自主的な取組</li> </ul>

## <医療提供体制>

区分	現在	今後(5月8日以降)
医療提供体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 入院措置などの行政の強い関与</li> <li>● 限られた医療機関による特別な対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 幅広い医療機関による自律的な通常の対応</li> <li>● 行政は医療機関支援などの役割に</li> </ul>
患者等に対する公費支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原則として、検査・治療・入院は全額公費負担</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 他の疾病と同様に自己負担あり。ただし、当面の間、コロナ治療薬等の公費支援を継続</li> </ul>

## <患者動向把握・積極的疫学調査・濃厚接触者>

区分	現在	今後(5月8日以降)
患者把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発生届等により全数把握</li> <li>● 新型コロナ関連死亡者数の報告・公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 定点医療機関の報告で感染動向把握(週1回)</li> <li>● (新型コロナ関連死亡者数の報告・公表終了) ※人口動態統計で把握</li> </ul>
療養期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 感染症法に基づき発症翌日から7日間自宅療養を要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法律に基づく外出自粛は求めない。ただし、発症翌日から5日間、かつ症状軽快後1日経過するまで外出を控えることを推奨</li> </ul>
学校出席停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発症翌日から7日間出席停止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発症翌日から5日間出席停止</li> </ul>
濃厚接触者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 陽性者との接触翌日から5日間自宅待機(短縮措置あり)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 濃厚接触者の特定なし。ただし、発症翌日から7日間が経過するまで、不織布マスクの利用や高齢者等ハイリスク者との接触を控える等、周りの方へうつさない配慮を推奨</li> </ul>

## <ワクチン接種体制>

区分	現在	今後(5月8日以降)
ワクチン接種体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 【R4秋開始接種】5歳以上の全ての者を対象にした追加接種を継続実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 【R5春開始接種】高齢者や基礎疾患のある重症化リスクが高い者、医療従事者、介護従事者等を対象に1回追加接種</li> <li>● 【R5秋開始接種】5歳以上の全ての者を対象に1回追加接種</li> </ul>

## 5月8日以降の医療機関向け各種支援

### ① PCR検査等の支援 →当面継続

- ・感染不安のある職員のほか、患者の入院前検査・術前検査も補助対象
- ・補助率 10/10

### ② 設備整備支援(個人防護具確保を含む) →拡充される見込み

- ・入院受入れや外来診療に際して必要となる設備整備や個人防護具購入を支援
    - [入院受入れ] 簡易陰圧装置、簡易ベッド、簡易病室、個人防護具 等
    - [外来診療] HEPAフィルター付空気清浄機、HEPAフィルター付パーテーション、個人防護具 等
- ※詳細は国が交付要綱を発出後に別途連絡

### ③ 発熱外来(診療・検査医療機関)の休業補償 →当面継続

- ・発熱外来診療による院内感染でやむを得ず休業した場合に休業日数等に応じて支援金を支給
- ・補助上限額 300万円

## 5月8日以降の社会福祉施設向け各種支援

### ①福祉・医療施設感染対策センター → 継続

センターは5/8以降も当面継続し、施設内感染の状況把握と感染拡大防止に向けた支援を実施。

■ 感染対策に不安がある施設等に対し、専門家派遣等を実施

■ 現場での対応を後方支援。

○自主検査を基本としつつも、陽性者が発生した施設に対し、希望に応じ、抗原定性検査キット等を当面支援

○効果的な対策の周知等を引き続き実施

■ 5名以上の陽性者発生について県に報告いただき、施設等の感染状況を引き続き把握する仕組みを維持

福祉・医療  
施設  
感染対策  
センター

← 5名以上陽性の報告  
施設希望に応じた支援 →



### ②PCR検査等の支援 → 当面継続

・補助率 10/10

### ③サービス継続費補助金 → 当面継続

※高齢者施設の施設内療養費部分に関し、令和5年5月8日以降は以下の条件が追加される。

○利用者に新型コロナウイルス感染者が発生した際に、主に①～③の対応を行う医療機関を確保している高齢者施設等であること（自施設の医師が対応を行う場合も含む）。

①施設からの電話等による相談への対応、②施設への往診（オンライン診療を含む）、③入院の可否の判断等

○感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施していること。

○希望する利用者へのオミクロン株対応ワクチンの接種を実施していること。

# 5月8日以降、新型コロナの取扱いが変わります

## 感染不安時の検査

市販の  
**検査キットで  
自主検査**



※無料検査事業は5/7で終了

(行政検査、医療機関・社会福祉施設  
向けのPCR検査等の支援は当面継続)

## 医療費

- 他の疾病と同様、**外来診療や処方薬に自己負担**が生じます
- **コロナ抗ウイルス薬**は引き続き**無料** (当面9月末まで)
- **入院治療費に自己負担**が生じます

※高額療養費の自己負担から2万円減額するなど**負担軽減策**があります (当面9月末まで)



## 陽性判明後の療養

- **発症翌日から5日間**は外出を控えることが推奨されます  
(5日目も症状が継続する場合は軽快後1日が経過するまで)  
※法律に基づく外出自粛は求められませんが、**発症後10日間**は  
マスク着用など周囲の方にはうつさない配慮をお願いします



- **濃厚接触者に対する外出自粛は法的に求められませんが、同居  
家族等の陽性が判明した際は、ご自身の体調にご注意ください**

## 療養時の行政支援

- 療養中に症状が悪化した場合や不安がある方は、

**かかりつけ医又は感染症相談・支援センター**

へご相談ください





## 5月8日以降の県民の皆様へのお願い

分類変更後も新型コロナウイルス感染症の感染力の高さに変わりはありません。周りの方や重症化リスクの高い方への感染を防ぐための対策をお願いします

### 周りの方に感染を広げないために…

- ✓ 無理せず出勤や登校を控え、自宅で安静に  
(5日間かつ症状軽快後1日経過までの療養を推奨)
- ✓ 同居家族の方も特に5日間は体調管理を  
(可能であれば家庭内でも部屋を分けるなどの対策)
- ✓ 発症後10日間は周りの方へうつさない配慮を  
(マスク着用・咳エチケット、高齢者等ハイリスク者との接触を避ける等)

### 事業所やお店内で感染を広げないために…

- ✓ 従業員の陽性が判明した時は、無理をせず出勤を控える等の対策を
- ✓ 新たに『感染対策宣言店』制度を開始します。  
ご利用時の参考にするなど、宣言店や認証店の活用をお願いします

### 重症化リスクの高い方を感染から防ぐために…

- ✓ 医療機関の受診や高齢者施設の訪問時は、施設の指示に従ってマスク着用など感染対策へご協力を
- ✓ 手洗い等の手指衛生やエアロゾルを意識した換気は感染対策として有効
- ✓ 感染流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は換気の悪い場所・混雑した場所・近接した会話等を避けることも有効

5/8以降、感染対策は「個人の選択を尊重し、自主的な取組をベースとしたもの」に変わりますが、上記を踏まえ、自主的な感染対策の実施をお願いします。


# 5月8日以降の新型コロナ相談窓口

- 発熱等の症状がある方や、コロナ患者の症状悪化時は、かかりつけ医に相談ください。
- かかりつけ医がないなど相談先に迷う場合は「**新型コロナウイルス感染症相談・支援センター**」等に相談ください。

## 相談窓口

### 新型コロナウイルス感染症相談・支援センター

発熱時等の症状がある時や症状悪化時に、かかりつけ医がない場合の相談

受付時間	連絡先
9:00～17:15 ※土日祝日含む	TEL 0120-567-492
	Fax 0857-50-1033
上記の時間以外	東部 TEL0857-22-5625
	中部・西部 TEL0857-26-8633
	【聴覚や発話の障がい等により音声通話が困難な方】 専用の相談フォームで ご相談ください。  相談フォームQRコード

感染対策や療養に関することなど、その他の総合相談

受付時間	連絡先
平日 8:30～17:15	本庁 TEL0857-26-7799
	鳥取市保健所 TEL0857-30-8555
	倉吉保健所 TEL0858-23-3261
	米子保健所 TEL0859-31-9329

### とっとりおとな・子ども救急ダイヤル

休日・夜間の症状悪化時の対処法や受診の必要性の判断などの専門的な相談に対応

受付時間	連絡先
平日 19:00～翌8:00 土日祝日 8:00～翌8:00	おとな #7119、子ども #8000

# 5月8日から開始の高齢者等へのワクチン接種体制の構築

○5月8日から開始の高齢者等へのワクチン追加接種を円滑に実施するため、市町村や医療機関(医師会)と連携を図り、十分な接種体制を構築して対応します。

【対象者】 65歳以上の高齢者や5～64歳までの基礎疾患を有する者、医療従事者や介護従事者等で初回接種(1・2回)を完了しており、前回の接種から3か月経過した者 (約17万人)

【接種期間】 5月8日(月)から8月31日(木)まで



## 接種券の入手方法

高齢者	5月8日までに市町村から接種券を送付 (追加接種を未接種の方の未利用の接種券をそのまま利用する市町村もあります)
基礎疾患を有する者	該当者が市町村に接種券の送付を申出 (過去に基礎疾患を有する者として接種券の送付の申出のあった者に対して接種券を送付する市町村もあります)
医療従事者や介護従事者等	該当者が市町村に接種券の送付を申出 又は 施設毎に市町村に従事者の接種券の送付を申出

## 接種受入体制

※市町村や医療機関(医師会)と連携・調整を行い、接種体制を構築

・**医療機関での個別接種を中心として、期間中に50万回(12.8万回/月)以上の受入体制を準備**

※医療機関での個別接種(356か所) 12.8万回/月 + 県・市町村の集団接種会場での接種

県営出張接種会場 : 5月20日(土)・21日(日) 三朝町総合文化ホール  
6月11日(日)・25日(日) 倉吉市人権文化センター

⇒ **市町村の要望に応じてオンデマンド型の県営出張接種会場を設置します。**

市町村の集団接種会場(設置予定):鳥取市、境港市、八頭町、三朝町、北栄町、日南町、日野町、江府町

# お子さまへのワクチン接種を是非ご検討ください！

- 子どもの感染が引き続き発生しています。
- 感染・重症化予防のため、お子様へのワクチン接種を是非ご検討ください。

- 小児(5～11歳)のお子さまは、従来株ワクチンでの初回(1・2回目)接種、オミクロン株対応2価ワクチンでの追加接種ができます。
  - 乳幼児(生後6か月～4歳)のお子さまは、従来株ワクチンでの初回(1～3回目)接種ができます。
  - 感染・重症化予防のため、ワクチン接種がお済みでない方はできるだけ速やかな接種をお願いします。
- ⇒ 小児科医等で接種が可能です。かかりつけの小児科医にご相談の上、接種をご検討ください。

■県営接種会場(イオンモール日吉津)で  
小児への接種を実施します。  
(開設日) 4月23日(日)



# 鳥取県感染症対策センター(鳥取県版CDC)の概要

5/8設置

新型コロナウイルス感染症のパンデミックの経験を踏まえ、「**鳥取県感染症対策センター**」を設置し、平時から「情報収集」、「調査分析」、「情報発信」を行うとともに、有事の際は鳥取県感染症対策本部の事務局として、情報収集、調査分析等のみならず、一元的に感染症対策を行う。

## 「鳥取県感染症対策センター」の体制

所長: 感染症対策局長  
副所長: 衛生環境研究所長、鳥取市・倉吉・米子保健所長  
感染症専門監: 鳥取大学医学部 千酌教授・尾崎教授 (非常勤職員として配置)

### <関係部局>

- 感染症対策局 ・事務局業務、会議開催等の調整、感染症対策全般
- 健康医療局 ・医療体制、院内感染制御、医薬品供給 等
- 衛生環境研究所 ・国内外の感染情報収集・分析 等
- 倉吉・米子保健所 鳥取市保健所 ・疫学調査、情報収集・分析 等

### <県庁外の連携・協力機関>

鳥取県医師会  
鳥取県東部・中部・西部医師会

鳥取県看護協会

鳥取県薬剤師会

鳥取大学医学部附属病院高次感染症センター

学識経験者(鳥取大学医学部等)

## 「鳥取県感染症対策センター」の機能

平時

- 「情報収集」 ・医療機関等から感染情報収集 等
- 「分析研究」 ・感染症の疫学的情報の分析 等
- 「情報発信」 ・発生動向・対策情報の発信
- 「人材育成」 ・感染症対策人材の育成・確保 等

即時切替

有事

※「鳥取県感染症対策本部(本部長:知事)」の事務局として機能

- 「危機管理対応」 ・医療提供体制確保、クラスター対策 等
- 「調査分析」 ・調査分析、シミュレーション
- 「情報収集発信」 ・感染情報収集、県民への感染対策等の周知

# 5/8以降の学校における感染対策の考え方

新学期のスタートを迎え、学校内での感染拡大の動きが見られないことなどから、5月8日以降の県立学校の感染防止対策については、以下のとおりとする。(※5月8日以降の学校における対応について、正式に文科省から通知される予定)

## ◆ 5/8以降の県立学校における対応方針

### ① 体調管理

児童生徒及び教職員の体調管理を徹底し、症状がある場合は医療機関の受診を推奨する。

### ② マスク着用の考え方

児童生徒や教職員間のコミュニケーションを円滑にし、充実した学校生活に資する観点から、

**児童生徒及び教職員については、マスクの着用は求めないことを基本とする。**

ただし、通学・通勤時の混雑する場面や、医療機関や高齢者施設等を訪問する場合は、着用を推奨する。

### ③ 教育活動

感染のリスクが比較的高い学習活動時は、学習活動に支障がない範囲で、マスク以外の対応可能な感染防止対策を実施

#### 《感染のリスクが比較的高い学習活動例》

- ・ 児童生徒が対面形式となるグループワーク等
- ・ 児童生徒がグループで行う実験や観察
- ・ 児童生徒が行う合唱及びリコーダーやハーモニカ等演奏



#### 《対策》

- ・ 2方向の窓を同時に開けて常時換気
- ・ グループワーク等は少人数で実施し、大声での会話は控える
- ・ 合唱やリコーダー等の演奏は前方及び隣同士と適切な距離を確保

<留意点> 基礎疾患など、様々な事情により感染不安を抱きマスク着用を希望する児童生徒や、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることから、**マスクの着脱を強いることのないようにする。**  
マスク着用の有無による差別・偏見等がないようにする

### ④ 出席停止（療養）期間

※5/8学校保健安全法施行規則の改正に係るパブコメを実施中（～4/22まで）

（現行）発症日翌日から7日間 ⇒ （改正案）**発症日翌日から5日間、かつ、症状が軽快した後1日経過するまで**

#### 【学校における集団感染事案への対応】

- ・ 保健所と連携し、情報収集や検査調整を進め、必要に応じ市町村とも協力しながら助言を行う。

# 保育施設等における感染対策について

- 保育施設等での感染拡大の動きは落ち着いていますが、5月8日以降も基本的な感染症対策として、こまめな手洗い、換気、具合が悪い時は休むことを心掛けてください。
- 5月8日以降は療養期間が発症翌日から5日間となります。（今後、「登園のめやす」が国から示される予定）
- 4月1日以降マスク着用は求めていませんが場面に応じて適切に選択してください。

## <マスク着用が推奨される場面>

- ・園外活動において、重症化リスクが高い施設(医療機関や高齢者施設等)を訪問する場合
- ・施設内や地域において感染が大きく拡大している場合など、一時的に場面に応じたマスク着用が効果的であると考えられる場合  
(保護者や周りの大人が個々の子どもの体調に十分注意する必要がある)

- 引き続き、感染のリスクが比較的高い活動時には一定の感染防止対策を講じてください。

活動の内容	感染対策の内容
園内活動における共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行う</li> <li>・十分な換気ができない場合にはサーキュレーターや空気清浄機等の補完的な措置を講じる</li> <li>・正しい手洗い・手指消毒を行う(石けんと流水で30秒以上かけて丁寧に手洗いをする)</li> </ul>
園児がグループで対面形式となる遊びを行う場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少人数のグループで実施し、大声での会話は控える</li> </ul>
園児が行う合唱、鍵盤ハーモニカ等を演奏する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園児同士の距離を確保し、向かい合っでの歌唱は控える</li> </ul>
園児が密集して運動する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大声での発声は控えるとともに、見学や休憩時等も、触れ合わない程度の距離を確保し、大声での会話や発声は控える</li> <li>・会場の他、ステージの舞台袖も十分な換気を行う</li> </ul>
園外活動を行う際にバスなどを利用する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車内の換気を行い、大声での発声を控える</li> </ul>

※青字は本県のこれまでのクラスター事案等を踏まえて対策が必要と考える内容

※集団感染事案への対応については、保健所と連携し、情報収集や検査調整を進め、必要に応じて市町村とも協力しながら助言を行う。  
(PCR検査補助金は5月8日以降は保育施設等は対象外となりますので、検査については保健所にご相談ください)

※感染不安を抱き、マスク着用を希望する子どもや保護者に対して、マスクを外すことを強いることのないよう配慮し、**マスク着用の有無による差別・偏見等がない**ようにする。

## 医療機関における院内感染対策

- 感染症法上の5類移行後（5月8日以降）においても、高齢者等の重症化リスクの高い者が入院、通院する医療機関での院内感染対策は引き続き重要です。  
➔ 福祉・医療施設感染対策センターの体制も継続します。
- 各医療機関におかれましては、院内に持ち込ませない対策、初動対応の強化を引き続きよろしくお願いいたします。

### ◆福祉・医療施設感染対策センターへの報告

【報告基準】 ・7日間で5人以上の院内感染(集団発生)が確認された場合、速やかに報告。※報告様式も変更。(R5.3.23付通知参照)。

◎報告基準に限らず院内感染対策について必要な支援(感染制御専門家チームの派遣等)がありましたら、センターへ御相談ください。

#### 【院内に持ち込ませない対策】

- 手指消毒、防護服の着脱等の基本的な感染対策の徹底や巡回点検
- 定期的な換気
- 来院者等へのマスク着用の推奨等

#### 【初動対応の強化】

- 有症状時の積極的な検査及び早い段階での幅広い検査(一斉検査等) ※PCR検査等支援事業補助金 ➔当面継続
- ゾーニングやN95マスク等の常時着用(広範囲での着用)等の感染対策の早期着手
- 重症化リスクのある入院患者に対するコロナ治療薬の早期投与等

#### 【5月8日以降の療養期間の考え方】

○医療機関の従事者が罹患した場合は次のことを参考に就業制限を考慮してください。

- ・発症後5日間が経過し、かつ解熱及び症状軽快から24時間経過するまでは外出を控えることを推奨
- ・発症後10日間が経過するまでは、マスク着用、重症化リスクの高い者との接触を控える等の周りの方への配慮



## 社会福祉施設における感染対策

○感染症法上の5類移行後（5月8日以降）においても、重症化リスクの高い高齢者等が多く利用する社会福祉施設での感染対策は引き続き重要です。

➔ 福祉・医療施設感染対策センターの体制も継続します。

○各社会福祉施設におかれましては、引き続き感染対策の徹底をお願いします。

### ◆福祉・医療施設感染対策センターへの報告

【報告基準】 ・7日間で5人以上の陽性者が確認された場合、速やかに報告。

◎早期投薬推奨等を実施するとともに、感染対策に不安のある施設等に対し、専門家を派遣します。

#### 【施設に持ち込ませない対策】

- 職員の体調管理を徹底。違和感がある場合出勤を控える。
- 手指消毒、防護服の着脱等の基本的な感染対策の徹底や巡回点検
- 定期的な換気
- 職員、利用者のマスク着用の徹底。施設訪問者へのマスク着用の推奨等

#### 【初動対応の強化】

- 有症状時の積極的な検査及び早い段階での幅広い検査

#### 【施設内療養】

- 嘱託医、協力医、かかりつけ医との連携のもと、重症化リスクのある高齢者等の治療対応

#### 【5月8日以降の療養期間の考え方】

○社会福祉施設の従事者が罹患した場合は次のことを参考に就業制限を考慮してください。

- ・発症後5日間が経過し、かつ解熱及び症状軽快から24時間経過するまでは外出を控えることを推奨
- ・発症後10日間が経過するまでは、マスク着用、重症化リスクの高い者との接触を控える等の周りの方への配慮

## 事業者版 感染対策の手引き(5/8～)

- 現在は、「鳥取県版 業種別ガイドライン(21業種)」、国及び業界団体による業種別ガイドライン(195業種)により、各場面の対策ポイントを例示
- 5/8の5類移行に併せて、鳥取県版ガイドラインを見直して、感染対策の目安となる「事業者版 感染対策の手引き」を策定 (国及び業界団体のガイドラインは廃止)

### 感染対策の手引き

- 換気の徹底
- 手洗い・消毒
- 体調確認

○場面毎に効果的な対策を例示



咳エチケット



換気



手洗い

▽手引きを参考に、各事業者で対策を実施

### <対策が効果的な場面の例>

- 屋内・混雑、大声の場面(ライブハウス、飲食店等)  
⇒定期的な換気、混雑状況に応じたパーティション設置等
- 共用器具のある場面(スポーツジム等)⇒消毒・拭き取り
- 利用者間の距離が近い・大声・混雑の場面  
(理美容、エステ、ネイル、整体等)⇒従事者はマスク着用  
(イベント、祭り等)⇒混雑時等のマスク着用は主催者で呼びかけ

5/8以降もポイントを押さえたメリハリのある感染対策に努めましょう

# 認証店制度に代わる新たな感染対策の宣言店制度(5/8~)

## 5/8から「感染対策宣言店」運用開始

- ・利用者に入口で店舗の対策を情報提供  
高齢者や基礎疾患をお持ちの方など重症化リスクの高い方等が、店舗の感染対策を見て判断できるよう、店舗入口にステッカー及び宣言書を掲示
- ・対象は飲食、宿泊等すべての業種

### <宣言書の記載事項>

#### ○3つの感染対策の実施

- 1 換気の実施  
定期的な換気を行う
- 2 従業員の体調管理  
毎日、従業員の体調を確認する
- 3 手洗い・消毒  
器具や共有物品などを定期的に消毒する

#### ○店舗独自の感染予防対策

- ・マスク着用(従業員、お客様別)
- ・パーティション設置の有無

4/20(木)

宣言店の  
受付開始

5/8(月)

宣言店の  
運用開始

認証店、協賛店  
も当面は継続

## 「安心対策認証店」 「感染予防対策協賛店」

全国旅行支援「ウェルカニとっとり得々割」、  
「鳥取県感染対策飲食店特別応援キャンペーン」に参加されている認証店又は協賛店の方

⇒5/8以降も引き続き支援の対象

※引き続き、ガイドライン(手引き)に応じた感染対策の実施をお願いします



・順次、感染対策宣言店の届出をお願いします

# 感染を責めることは誰にもできません

**感染者や医療従事者に対する、心ない言動や誹謗中傷、いじめ、詮索などの行為は、絶対にしないようにしましょう。**

新型コロナウイルスと闘う患者・家族、そして、治療にあたる医療従事者に対する誹謗中傷や、不確かな情報を基にした情報の発信・拡散や詮索などの不当な行為は、人権を侵害する行為です。このような行為は絶対に行わず、地域全体で感染者等を温かく包み込むとともに、医療従事者をはじめ新型コロナ治療や社会機能維持のため頑張る方々に感謝し、応援しましょう。

**ワクチン接種をしていない方に対する、差別的行為は絶対にしないようにしましょう。**

ワクチン接種をしていない方への差別的行為も人権を侵害する行為です。ワクチン接種は本人の意思に基づくものであり、病気など様々な理由でワクチン接種をできない方もいらっしゃいます。接種の強制はしないようにしましょう。

**マスク着用が推奨される効果的な場面においても、障がい、病気等によりマスクをつけられない方への配慮をお願いします。**

触覚・嗅覚等の感覚過敏などの障がいや病気等により、マスク着用が推奨される効果的な場面であっても、マスクをつけられない方がいらっしゃいます。不当な差別や偏見につながることはないよう、県民の皆様のご理解をお願いします。

**感染したことで悩んだら、下記に相談してください。**

<ところとからだの相談窓口>

相談機関	受付時間	電話	FAX
いのちの電話相談	12:00～21:00 (土日祝を含む)	0857-21-4343	—
県立精神保健福祉センター	8:30～17:15 (土日祝を除く)	0857-21-3031	0857-21-3034
鳥取市保健所		0857-22-5616	0857-20-3962
中部総合事務所倉吉保健所		0858-23-3127	0858-23-4803
西部総合事務所米子保健所		0859-31-9310	0859-34-1392